

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
【総務局情報政策部情報政策課】 3
- 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第 2 の規則で定める事務及び
情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政
策課】 6

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 7
- 特定調達契約の落札者の決定（2 件）【技術監理局契約部契約課】 8

◇ 公営競技局

- モーターボート競走法に係る事務の委託【公営競技局ボートレース事
業課】 1 0
- 特定調達契約の相手方の決定（4 件）【公営競技局ボートレース事業
課】 1 1

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和元年6月1日から施行することにしました。

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和元年6月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 4 号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は当該保護者」を「、当該保護者」に改め、「属する者」の次に「又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加える。

第 4 条第 1 号に次のように加える。

ウ 障害福祉サービスが提供される身体障害者、当該身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

第 4 条第 2 号に次のように加える。

ウ 入所等の措置に係る身体障害者、当該身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

第 5 条中「関する情報」の次に「（番号利用法別表第二主務省令第 1 6 条第 1 号に掲げる情報を除く。）」を加える。

第 9 条第 1 号に次のように加える。

ウ 障害福祉サービスが提供される知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

第 9 条第 2 号に次のように加える。

ウ 入所等の措置に係る知的障害者、当該知的障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市民税に関する情報

第 1 0 条第 1 号ア中「若しくは扶養義務者」を「、当該者と生計を同じくする扶養義務者、児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）第 4 条第 2 項第 3 号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者（当該者が養育者

である場合に限る。)若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改める。

第11条及び第12条を削る。

第13条第1号中「若しくは扶養義務者」を「、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改め、同条第2号中「第4条」の次に「(同令第12条の3において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは扶養義務者」を「、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1号中「若しくは扶養義務者」を「、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項及び第12条第4項において準用する同令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改め、同条第2号中「同令」の次に「第13条及び」を加え、「若しくは扶養義務者」を「、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項及び第12条第4項において準用する同令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改め、同条第3号中「若しくは扶養義務者」を「、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第323号)附則第4条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条第1号エ中「若しくは当該障害者」を「、当該障害者」に改め、「

配偶者」の次に「若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加え、「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に改め、「属する者」の次に「若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加え、同条第2号イ中「若しくは当該障害者」を「、当該障害者」に改め、「配偶者」の次に「若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加え、「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に改め、「属する者」の次に「若しくはこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」を加え、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

付 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第5号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年北九州市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「次に掲げる情報」を「当該障害福祉サービスが提供される身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「次に掲げる情報」を「当該措置に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「次に掲げる情報」を「当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削る。

第16条第1号中「次に掲げる情報」を「当該障害福祉サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「次に掲げる情報」を「当該措置に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3号中「事務」を「事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護関係情報」に改め、同号ア及びイを削る。

付 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

北九州市公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年6月4日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区本城四丁目222番1のうち、2226番1のうち、2227番1から2227番6まで、2228番1から2228番6まで、2229番1から2229番5まで、2230番1から2230番3まで、2236番、2238番、2239番、2240番7、2240番9から2240番11まで、2242番1から2242番3まで、大字本城2225番2のうち及び御開一丁目2227番3から2227番5まで	福岡市南区高木三丁目4番5号 合同会社GMT 代表社員 的場壽和 北九州市八幡東区荒手一丁目13番11号 株式会社HATANO 代表取締役 波多野 勲 福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋979番地 安高博文
北九州市小倉南区上石田二丁目621番1のうち及び623番1のうち	北九州市小倉南区上石田二丁目4番40号 株式会社サンビル 代表取締役 小森潤一郎

北九州市公告第 68 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（6 月分） 31 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年 5 月 24 日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 36 号
- 5 落札金額
1 キロリットル当たりの金額 6 万 8,800 円に当該金額の 100 分の 8
に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 31 年 4 月 17 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 69 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 6 月 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・6 月分） 3 万 4, 6 0 0 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年 5 月 2 4 日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 3 6 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 1 0 4 円 5 0 銭に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 3 1 年 4 月 1 7 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公営競技局告示第 1 号

モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 3 条及び北九州市モーターボート競走実施条例（昭和 39 年北九州市条例第 62 号）第 5 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 2 号に掲げる事務を次のとおり委託した。

令和元年 6 月 4 日

北九州市公営競技局長 上野 孝司

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本トーター株式会社	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで。ただし、令和元年度の本予算成立後、遅滞なく発注者において異議がない旨の意思表示があったときは、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
一般財団法人 B O A T R A C E 振興会	東京都港区三田三丁目 12 番 12 号	平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで。ただし、令和元年度の本予算成立後、遅滞なく発注者において異議がない旨の意思表示があったときは、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

北九州市公営競技局公告第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額771万1,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第4号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
ボートレースチケットショップ北九州メディアドーム運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,017万4,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,044万1,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月4日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
投票端末機器等賃貸借 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
5億5,641万3,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため